

平成 27 年 5 月 19 日

第 5 回 定 例 会

# 会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

## 第 1 回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期      1 日間                  平成 2 7 年 5 月 1 9 日 (火)

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	2 9	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	3 0	農業振興地域整備計画変更認可申請に係る編入のための意見書 (案) について
4	3 1	農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書 (案) について
5	3 2	農地法第 3 条許可申請について
6	3 3	農地法第 5 条許可申請について
7	3 4	農地転用事業計画の変更申請の承認について
8	3 5	農用地利用集積計画の調整について
9	3 6	「平成 26 年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案) の意見募集の報告について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
5 月 19 日	午前 9 時 00 分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について                  日程第 1 号
		5. 議案上程                          日程第 2 号～日程第 9 号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選・選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中 村 責 郎	農協
委員	3番	駒 水 真 富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中 原 敬 彦	公選
運営委員	7番	沖 園 強	議会
委員	8番	城 森 史 明	共済
運営委員	9番	桑 原 和 英	公選
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇 市	公選
会長代理	13番	畑 野 真 人	公選

欠席委員 6番 神門 達也 (公選)

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	駒 水 孝 広
農地係参事補	前 原 光 博

議長 平成 27 年第 5 回農業委員会を本日招集致しましたところ、出席委員 12 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりですのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

7 番沖園委員，8 番城森委員をお願いいたします

日程第 1 号，会期についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本委員会の会期は本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，本委員会の会期は，本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを，議題といたします。

それでは，議案内容について，事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 29 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明申し上げます。

議案書は 1 ページになります。大字，字，地番，地目，面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 8 号は不耕作のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さんで，利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 9 号は所有権移転のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇さんで，利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 10 号は所有権移転のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇さんで，利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

内訳につきましては畑が 4 筆で 2,731 m<sup>2</sup>でございます。

以上は農地法第 18 条第 6 項の要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についての，整理番号 8 号から 10 号については，報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，議案第 29 号については，報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 3 号，農業振興地域整備計画変更認可申請に係る編入のための意見

書(案)と、日程第4号、農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)については、関連があるので1括して議題といたしたいと思います。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第3号、議案第30号整理番号1号の農業振興地域整備計画変更認可申請に係る編入のための意見書(案)についてご説明申し上げます。

議案書は2ページになります。地籍図については、4ページになります。

申請人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん農業を営んでいます。

申請地は〇〇町〇〇番〇田 260 m<sup>2</sup>で〇〇保育園の南東に位置します。

所有者は〇〇町〇〇番地にお住いの〇〇〇〇さんです。

今回の申請地は、社会福祉法人〇〇〇〇が駐車場として利用するため、農用地区域から除外を申請し許可になった土地です。

申請人所有の〇〇町〇〇番〇田 257 m<sup>2</sup>の土地と交換して農地として利用したいため農振地区域への編入を申請しました。

除外前も農地として利用していたことから、農用土地利用計画変更の編入については、特に問題ないものと思われま

す。以上で議案の説明を終わります。

続きまして、関連ということで、日程第4号、議案第31号整理番号5号の農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)についてご説明申し上げます。

議案書は3ページになります。地籍図については、4ページになります。

申請人は〇〇町〇〇番地社会福祉法人〇〇〇〇理事〇〇〇〇さんで保育園を経営しています。

申請地は〇〇町〇〇番〇田 257 m<sup>2</sup>で保育園の南東に隣接し、農用地区域の外周部に位置します。

所有者は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さんです。

今回の申請地は、農用地の外周部に位置し保育園の駐車場にする目的です。代替地については、保育園に隣接する必要性があるため得られませんでした。

農用地区域の利用上の支障、集団性の保持、担い手に対する利用集積への影響は軽微であり、農業振興地域除外についてはやむを得ないものと思われま

す。以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

俵積田義信委員。

11番(俵積田義信委員) 日程第3号、議案第30号農業振興地域整備計画変更認可申請に係る編入のための意見書(案)についてと、日程第4号、議案第31号農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)について、現地調査の結果を報告します。

5月13日に城森委員、事務局の駒水係長、前原さんと現地確認を行ないました。

場所については、先ほどありましたように、4ページの地図のとおりであります。

〇〇保育園の南側農道を挟んで西側の市道から3枚目、4枚目、5枚目の一段下がった田んぼであります。

4枚目はすでに転用がされており、盛土がされております。

事業計画変更後の転用目的は貸し駐車場で、当初許可地の事業申請地を変更するものであります。

敷地の総面積もほとんど変わりません。

工作物も無く、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

被害防除計画も適正であり、周辺の農業等に及ぼす影響は変更前と同程度と思われるます。

問題のない申請かと思われます。

園行事等も多く、駐車場も不足していることや、園児が行ったり来たりするのに非常に危ないと思われますので、仕方のないと思います。

また、水利組合との話し合いも事前に行っているということで、なんら問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

12番(瀬戸口委員) ただいま説明はされましたが、ここには水路がですね、ありまして、水路が除外された農地2筆の中央を流れることになっております。

この水路は図面を見ますとありますように市道を横断をしまして、〇〇保育園の西側の水路の約1町ほどの水田に影響を及ぼす重要な水路であります。

この水路に接する許可になった場合の中央を流れる水路はどのような形になるのでしょうか。

事務局 申請人もその水路の重要性については十分認識をしておりまして、今財務局だったか、国との協議をしてその後は市の方と水路については協議をするということで、そういう認識をもっております。

工事的には両方のこの〇〇の〇、〇〇の〇と〇〇の〇を同じような高さにして、今重要な水路であるところをふさぐようなことになるんですけども、暗渠をかぶせて、管理が出来るようにマスも設置して、ここの水路をふさぐことのないように、そして今言われたように市道の西側に1町分の田んぼにもここから水が行ってるということも十分認識されてましたので、工事をする上でもここの水路が流れなくなるようなことがないようにということで、確認をしてるところでございます。

協議については市と協議をしていくということでございます。

以上です。

12番(瀬戸口委員) 申請者が重要だということを認識していればそれでいいんですが、そうした場合に20ページの農地転用等に係る現地調査のその他関係機関等の手

続き関係で水路境界協議の必要でなしに丸をされてますけども、これについてはありで地元と十分協議した中で暗渠のするんだったらその協議を進めていった方がいいんじゃないかと考えるんですが。

事務局 そうですね、水路等のやり変え等もそういったのも考えられる恐れもあるということで、市のほうの協議も必要ということでなりましたので、この調査表については協議必要ということで訂正していただきたいと思います。

12 番（瀬戸口委員）非常に重要な水路でありますので、現状十分に今後も維持機能管理が出来るような暗渠対策で協議をしていただきたいと思います。

以上です。

議長 他にございませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第 3 号，農業振興地域整備計画変更認可申請に係る編入のための意見書(案)については，報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第 30 号については，申請のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 4 号，農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)については，報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第 31 号については，申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 5 号，農地法第 3 条許可申請についてを，議題といたします。

それでは，まず，議案内容について，事務局に説明をお願いいたします。

事務局 最初に資料訂正をお願いします。5 ページになります。

3 条の総括票の欄でございますけども，整理番号 9 号の譲渡人〇〇〇〇さんの職名を幼稚園園長から保育園園長へ訂正をお願いします。

それでは説明をいたします。

整理番号 8 号

整理番号 8 号についてご説明申し上げます。

整理番号 8 号の申請地は，〇〇字〇〇〇〇，畑，819 m<sup>2</sup>，〇〇字〇〇〇〇，畑，1106 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，80 歳，〇〇町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，61 歳，〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということであります。

整理番号 8 号については調査書にあるとおり，農地法第 3 条第 2 項各号には該

当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 8 号の申請地については 7・8 ページに掲載してあります。

申請地、〇〇字〇〇〇〇は、〇〇公民館から北西 310m の〇〇地区内にあり、  
〇〇字〇〇〇〇は、国道〇〇号線沿いの申請人が経営する〇〇〇〇から東側 174  
m の〇〇地区内の基盤整備地区に位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が  
定める別段

の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

整理番号 9 号

整理番号 9 号の申請地は、〇〇町〇〇番〇，畑，260 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，保育園・園長，理事，49 歳，〇〇町にお住まいで  
す。

譲受人は、〇〇〇〇さん，農業，70 歳，〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望，譲受人の交換ということであります。

整理番号 9 号については調査書にあるとおり，農地法第 3 条第 2 項各号には該  
当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 9 号の申請地については 4 ページに掲載してあります。

3-30-1 の農振編入と同時申請になります。

申請地は，〇〇保育園から南東側 36m に位置します。

機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないこと，農業委員会  
が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

続きまして整理番号 10 号

整理番号 10 号の申請地は，〇〇町〇〇番〇，田，224 m<sup>2</sup>及び，〇〇町〇〇番  
〇，田，461 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，45 歳，〇〇市にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業兼食品製造業，67 歳，〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の営農拡大ということであります。

整理番号 10 号については調査書にあるとおり，農地法第 3 条第 2 項各号には  
該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 10 号の申請地については 12 ページに掲載してあります。

申請場所は 5-32-10 になります。

申請地は，〇〇公民館から北側 190m 及び北側 264m に位置します。

機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないこと，農業委員会  
が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

続きまして整理番号 11 号

整理番号 11 号の申請地は，〇〇町〇〇番〇，田，70 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，80 歳，〇〇町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業兼食品製造業，67 歳，〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の営農拡大ということであります。

整理番号 11 号については調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 11 号の申請地については 12 ページに掲載してあります。

申請場所は 5-32-11 になります。

申請地は、〇〇公民館から北側 144m に位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

続きまして整理番号 12 号

整理番号 12 号の申請地は、〇〇町〇〇番、田、203 m<sup>2</sup>・〇〇町〇〇番、田、220 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、70 歳、〇〇町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、85 歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の弟にあたります。

整理番号 12 号については調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 12 号の申請地については 14 ページに掲載してあります。

申請地〇〇町〇〇番・〇〇町〇〇番は〇〇産業より南西側約 150m に位置しています。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上説明を終わります。

議長 次に、地区担当員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号 8 号を城森委員

整理番号 9 号から 11 号までを瀬戸口委員

整理番号 12 号を畑野委員にお願いします。

8 番（城森委員）5 月 12 日に昼からですね、譲受人〇〇〇〇立会いのもと現場確認を行ないました。

譲受人は〇〇集落の茶の認定農業者であります。

申請地は〇〇字〇〇〇〇は基盤整備された〇〇〇〇地区内にあり、〇〇公民館から北西 300m に位置します。

北側及び南側は野菜を作っており、東側は甘しょを作っております。西側は耕作放棄地となっております。

申請地〇〇字〇〇〇〇は基盤整備された〇〇〇〇地区内にあり、国道〇〇沿いにある申請人が経営する〇〇から東側 174m に位置します。

北側は茶畑、東側は道、西側は法面で南側は山林であり、現在茶畑になっております。

権利取得後の利用については、甘しょ作付け及び茶園として利用する計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

したがって問題のない申請であると判断できます。

以上報告を終わります。

12 番（瀬戸口委員）整理番号 9 号について報告いたします。

5 月 4 日、譲受人〇〇〇〇さん立会いのもと現地確認を行ないました。

申請地は平成 26 年 7 月の 25 日に転用許可のあった申請地であります。

今回申請地を相手方の要望で譲受人が取得し、取得後は再度水田として活用しようとするものであります。

現地は既にトラクターで耕運し整地され、いつでも作付けできる状態であります。

周囲の状況は〇〇保育園近くの農道河川に位置し、東側北側は早期水稲、南側は農道河川、西側は転用許可され、目視で 50 cm～60 cm、埋め立てられた土地であります。

農地として再活用するもので、取得要件として問題のない申請と思われれます。

なおこの申請地につきましては、さきほど議案第 30 号で承認されました同一箇所であります。

続きまして、整理番号 10 号

〇〇町〇〇番〇について説明いたします。

5 月 6 日、譲受人〇〇〇〇氏立会いの中現地調査を行いました。

申請地は〇〇公民館より北側 190mほどに位置しております。

水田地帯の一部で、東側西側は早期水稲が作付けされております。

南側北側は農道に接しております。

権利取得後も引き続いて水田として活用する計画であり、問題のない申請ではないかと思われれます。

続きまして〇〇町〇〇番〇についてご説明申し上げます。

5 月 6 日、譲受人〇〇〇〇氏立会いの中現地調査を行いました。

申請地は〇〇保育園と〇〇消防分団庫の間の農道を〇〇集落の方向に東側に進んだ〇〇地区水田地帯のはずれに位置し、農道に接しております。

東側、西側、南側は水田で、早期水稲が作付けされております。

権利取得後も水田として利用する計画があり、問題のない申請ではないかと思われれます。

整理番号 11 号について報告いたします。

同じく 5 月 6 日、譲受人〇〇〇〇氏立会いの中現地調査を行いました。

申請地は〇〇公民館より北側 144m程度のところに位置し、水田帯の市道に沿った入口部分に位置しております。

東側は田んぼで、その他の周囲は市道に囲まれており、3 筆の土地を 1 枚の田

んぼとして使用しており、早期水稻を作付けしてあります。

譲受人も高齢で現在〇〇〇〇に入所中で、後継者もなく知人に譲渡するものがあります。

取得後も水田として利用する計画であり、問題のない申請ではないかと思われ  
ます。

以上報告を終わります。

13 番（畑野委員）整理番号 12 号について報告をいたします。

5 月 3 日に譲受人〇〇〇〇さん立会いのもと現地調査を行いました。

譲受人は〇〇集落の水稻農家でございます。

譲渡人は譲受人の実弟にあたりまして、農業に従事しておりません。

申請地は〇〇〇〇より西へ約 150m に位置し、〇〇番は南側は道路で東西北側  
は田んぼです。

〇〇番の周りについてはすべて田んぼでございます。

申請地は譲受人が約 30 年ぐらい前から利用権設定によりまして耕作をしてお  
りました。

取得後も現在同様の営農を行う計画であり、なんら問題のない申請ではないか  
と思われ  
ます。

以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 5 号、農地法第 3 条許可申請の整理番号 8 号から 12 号については、事  
務局の説明及び、調査員の報告のとおり、許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号については、申請のとおり許可することに決定いたしま  
した。

次に日程第 6 号、農地法第 5 条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第 5 条の許可申請は 3 件で、所有権の移転に関する申請が 3 件  
です。

整理番号 17 号

整理番号 17 号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，193 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇〇〇さん，不動産仲介業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は建売住宅です。

申請事由は、「申請地区域は閑静な住宅地なので、住宅購入予定の若者達に手頃

な価格で住宅を供給したいため。」とのことです。

申請地は17ページに掲載してあります。

国道〇〇号沿い〇〇〇〇から南側約112mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種中高層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は建売住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は193㎡で問題ないものと思われれます。

申請地の北側及び西側は道、南側は農地です。

造成は、現状のままで整地のみです。

境界には、ブロック積みを施し、周辺へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

雨水については、自然流下及び北側・側溝へ放流により処理する計画です。

建物は高さ7mの二階建てであり、隣地境界から5.5m程度控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさないようにする計画です。そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われれます。

整理番号18号

整理番号18号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、150㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、無職です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「自宅の車庫が狭いので、親族及び来訪者の車置場として、譲渡人から譲渡の承諾がもらえたので、車置場として利用したいため。」とのことです。

申請地は、19ページに掲載してあります。

国道〇〇号沿いパチンコ店〇〇〇〇から東側約20mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途指定地域から500m以内に位置する孤立した農地で「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

代替地も検討しましたが、適地がみつからずにやむ得ず申請地を駐車場の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われれます。

転用目的は、普通自動車3台分の駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は150㎡で問題のないものと思われれます。

駐車場への転用にあたり、北側及び南側境界にはブロック塀を設置し周辺土地への土砂雨水の流出を防止するよう措置するとのことです。

雨水については自然流下及び西側及び南側・側溝へ放流により処理する計画です。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではな

いかと思われます。

続きまして整理番号 19 号

整理番号 19 号の申請地は〇〇町〇〇番〇，田，257 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇〇〇さん，保育園長・理事です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，農業です。

転用目的は貸駐車場です。

申請事由は，「理事を務めている法人の園児送迎のための駐車場が不足しているので，申請地を造成し，貸駐車場として利用したいため。」とのことです。

整理番号 19 号の申請地は，4 ページに掲載してあります。

4-31-5 の農振除外及び 7-34-1 事業計画変更と同時申請になります。

申請人が園長を務める〇〇保育園南側に隣接しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農用地区域除外後は第 1 種農地と判断されますが，既存敷地面積が 2,862 m<sup>2</sup>で今回申請地面積が 257 m<sup>2</sup>で，拡張面積が既存敷地面積の 2 分の 1 未満となるため，不許可例外の既存施設の拡張に該当します。

転用目的は送迎用，催事用の貸駐車場であり，また保育園周辺は農用地区域の指定がされており代替地は存在しないため，致し方のない申請ではないかと思われます。

計画内容は，軽自動車用の駐車スペース 11 台分を設置する計画です。

計画面積は 257 m<sup>2</sup>で問題のないものと思われます。

事業計画変更申請地〇〇-〇と一体的に利用するものです。

申請地〇〇-〇の南側は道，北側及び東側は水路，西側は田です。

工作物を設置しないため周辺農地への日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

なお，〇〇水利組合より境界から 1m 以上控えて設置すること，周囲農地に迷惑をかけないこと，工事着工の際は十分協議し，了解を得るなどの意見書兼申請人による確約書が添付されております。

雨水については自然流下及び水路への放流により処理する計画です。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であり，問題のない申請ではないかと思われます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に，調査結果について，調査員の報告をお願いいたします。

整理番号 17 号及び 18 号を城森委員

整理番号 19 号を俵積田義信委員にお願いします。

8 番（城森委員）議案第 33 号整理番号 17 について現場調査の報告をいたします。

5 月 13 日午前，俵積田委員，事務局の駒水係長，前原さん，私，計 4 人で，それと申請人〇〇氏の立会いのもと，現場確認を行ないました。

申請地は〇〇町の閑静な住宅地域の一角にあり，若者向けの低価格な住宅を供

給するために建売住宅を建築するとのことです。北側と西側は市道、南側は農地、東側は宅地です。

建物は7mの2階建ての住宅になります。

南側の農地から5.5m、それと東側の宅地側から約1.5から2mくらい離れるので、日照通風等影響はないものと思われま

す。農地との境はブロックを積むとのことです。

汚水は公共下水道、雨水は市道側の北側側溝に流すとのことです。

申請地は都市計画用途地域内農地の第3種農地であります。

問題のない申請と思われま

す。次に整理番号第18号について報告いたします。

同様に5月13日午前、譲受人〇〇氏を含めて現地確認を行ないました。

お客さん等の駐車場として使用したいとのことです。

申請地は〇〇〇〇南東に位置し、市街地近接農地の第2種農地であります。

東側北側は宅地、西側南側は私道であります。

30cmほどの盛土をするそうですが、宅地との境界はブロックを設置し、雨水は西側側溝に流すとのことです。

特に問題のない申請と判断いたします。

以上報告を終わります。

議長 整理番号19号を俵積田義信委員にお願いします。

11番(俵積田義信委員) 整理番号19号について報告いたします。

5月13日に城森委員、事務局の駒水係長、前原さんと現地調査を行いました。

場所は先ほどありましたように、4ページの地図のとおり、〇〇保育園の南側、西側市道より3枚目の田んぼであります。面積は257㎡。

除外申請をした後は、個人所有であります〇〇さんが事業計画変更申請地と一体的に幼稚園に貸し出すという貸し駐車場であります。

1mくらい盛土をする予定だということです。

申請地の隣地及び中央に用水路がありますが、現状のまま確保し、管理については〇〇水利組合と協議されてるということです。

構築物もなく、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

被害防除計画も適正であり、周辺の農業等に及ぼす影響もなく、問題のない申請と思われま

す。以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第6号、農地法第5条許可申請の、整理番号17号から19号については、報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

今月末の県農業会議で諮問を受ける事といたします

次に日程第 7 号、農地転用事業計画の変更申請の承認についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地転用事業計画の変更申請は 1 件で、当初転用事業者による事業計画の変更に係る申請です。

整理番号 1 号

申請地は 4 ページに掲載してあります。

4-31-5 の農振除外、6-33-19 の 5 条転用許可と同時申請になります。

整理番号 1 号の申請地は、〇〇町〇〇番〇外 1 筆です。

申請地は当初許可後、〇〇町〇〇番〇のみ盛土が行われております。

事業計画の変更理由は、平成 26 年 7 月 25 日付けで受けた許可では、貸し駐車場として〇〇町〇〇番〇、〇〇番〇を転用許可を受けてましたが、隣地所有者から〇〇番〇を得られることになり、園敷地にさらに近いことから、利便性及び利用価値が増すため、事業計画の見直しを行ったため申請するものであります。

変更後の事業計画は当初許可地の一部を隣地と交換して、貸し駐車場として設置するものであり、隣地との交換であるため、総面積はほとんど変更ありません。

また、変更後の申請地中央に南北に既存水路がありますが、一体利用するため側溝に蓋をするなど現況のまま確保します。

また、〇〇水利組合より境界から 1m 以上控えて設置するなど周辺農地に迷惑をかけないこと、工事着工の際は十分協議し了解を得るなど意見書兼申請人による確約書が添付されております。

また、1m の盛土をしますが、申請地の西側と東側の農地境界には法面保護を行い、周辺へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

現在整地管理のみ行われており、貸し駐車場が事業目的であることから、事業計画の実現は確実と思われま。

以上議案の説明を終わります。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いいたします。

整理番号 1 号を俵積田義信委員にお願いします。

11 番 (俵積田義信委員) 整理番号 1 号について報告いたします。

先ほど、農業整備計画変更事業の意見書編入と除外のための意見書がございましたが、場所はそのところであります。

5 条申請について報告いたしましたとおりで、なんら問題のない申請であると見てまいりました。

終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑意見を終結します。

おはかりいたします。

日程第7号、農地転用事業計画の変更申請の承認については、事務局の説明及び調査員の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第34号については、申請のとおり承認することに決定しました。次に日程第8号、農用地利用集積計画の調整についてを、議題といたします。それでは、議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第8号議案第35号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は22・23ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号76号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外18件、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外32件で、設定面積は田が12筆の3,633㎡、畑が53筆の59,376㎡、樹園地が5筆の5,306㎡で合計70筆の68,315㎡でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

次に所有権移転でございます。議案書は24ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号4号、譲渡人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さんで経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転で移転面積は11筆で、6,961㎡、でございます。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第8号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号76号から94号の2まで、及び所有権移転の整理番号4号については原案のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第 35 号の決定いたしました案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、6 月 10 日を目途に要請してまいります。

次に日程 9 号、「平成 26 年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成 27 年度目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の意見募集の報告についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 「日程第 9 号、議案第 36 号、平成 26 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の意見募集の報告についてご説明申し上げます。

議案書は 25 ページになります。

農林水産省が公表した「農地改革プラン」において、農業委員会においては、その事務が適正に実施されることを確保するための条件整備について、年度当初に策定し、その点検及び評価について農業委員会の議決により、市のホームページ等で公表し、意見を求めることになっています。

したがって、平成 27 年度は 4 月 3 日から 5 月 8 日まで、枕崎市のホームページに掲載し意見を募集しましたが、意見はありませんでしたのでご報告申し上げます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 9 号、「平成 26 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の意見募集報告については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 10 時 00 分閉会